

戸籍謄抄本等郵送請求書（法人代理請求用）

南魚沼市長 あて

年 月 日

請求者 (代理人)	法人名 (支店等の場合は支店名も)		
	所在地		
	代表者氏名 (支店等の場合は支店長名も)		
	返送先	所在地	
電話番号			
担当者氏名			

証明が 必要 な 人	氏名					
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和		年	月	日
	本籍	新潟県南魚沼市				
	筆頭者					
	種別	謄本	抄本	種別	謄本	抄本
	戸籍	通	通	改製原戸籍	通	通
	除籍	通	通	身分証明書	通	
	戸籍の附票	通	通	※附票追加項目 <input type="checkbox"/> 本籍及び筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙登録地		
	必要な戸籍事項や住所等、確認したい項目についてご記入ください					
	請求理由（戸籍謄抄本等をどのように利用されるか具体的にご記入ください）					

●添付書類

- ①担当者が従業員の場合は、社員証（名札・名刺は不可）のコピー
在籍証明書等、法人に所属していることが確認できるもの
②担当者が法人代表者の場合は、代表者事項証明書または
履歴全部事項証明書等【発行日から3か月以内の原本】
※上記書類の原本還付を請求される場合は、原本と併せてその謄本が必要
- 担当者の本人確認書類（運転免許証や健康保険証等）のコピー
※裏面に現住所の記載がある場合は、裏面のコピーも必要です。
- 所在地が確認できる書類（1. で確認できる場合は不要）
- 手数料（発行日から6か月以内の「定額小為替」を未記入で同封してください）
- 返信用封筒（返送先となる法人の所在地・名称等を記入し、切手を貼付してください）
- 「委任状」または「法定代理人であることを証する書類」

本人確認書類
免保住カ個カ
権限確認書類
委社在籍証明
その他（ ）

●「委任状」または「法定代理人であることを証する書類」

- ・委任状…依頼者本人が、必要事項を全て記入し、押印したもの
(必要事項が事前に印刷されたものに、依頼者本人が署名・押印したもの可)
- ・法定代理人であることを証する書類…成年後見登記事項証明書など成年後見の登記事項を確認できる書類【発行日から3か月以内の原本】
(原本還付を請求される場合は、原本と併せて、その謄本が必要)

●手数料（定額小為替）

戸籍謄本・抄本……………450円
除籍謄本・抄本……………750円
改製原戸籍謄本・抄本…750円
戸籍の附票謄本・抄本…300円
身分証明書……………300円

●郵送請求先

〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1
南魚沼市役所 市民課 市民班 宛

《《原本還付請求》》

・原本還付請求とは

法令で原本の提出が義務付けられている書類について、戸籍法施行規則第11条の5に基づき、原本の謄本と一緒に提出することにより、原本の還付を請求できます。

・謄本の作成方法

原本のコピーに、以下の5つの必要事項を記入してください。

- ①認証文「この写しは、原本と相違ないことを証明する。」
- ②証明年月日（謄本の作成年月日）
- ③法人所在地（支店等の場合は支店の所在地）
- ④法人代表者名（支店等の場合は支店長名）
- ⑤社印

作成した謄本は原本と一緒に郵送してください。

審査の後、原本のみを戸籍等送付時にお返しいたします。